

日時：令和5（2023）年8月9日（水）

場所：栃木県総合文化センター第3会議室

令和5年度 第1回 栃木県景観審議会

会 議 録

1. 開催日 令和5（2023）年8月9日（水）

2. 開催場所 栃木県総合文化センター3階 第3会議室

3. 出席委員 11名
古賀委員、石井委員、室委員、花田委員、
小林委員、長井委員、青島委員、中屋委員、
大谷委員、小崎委員、佐藤委員

午後 2 時 開会

1 開会

2 あいさつ 齋藤県土整備部次長あいさつ

3 議事録署名人選任

・会長の指名により、花田委員及び小林委員を議事録署名人に選任

4 議事

○会長 それでは、議事に入りたいと思います。

第 1 号議案「車両に表示される広告物に係る許可基準等の改正について」、まずは事務局から説明をお願いします。

○事務局（都市計画課長）

第 1 号議案「車両に表示される広告物に係る許可基準等の改正について」御説明いたします。議案書 2 ページを御覧願います。

本議案につきましては、車両に表示される広告物の許可基準を変更しようとするものでございます。栃木県屋外広告物条例第 30 条の 2 の規定では、屋外広告物の表示又は掲出する基準の決定や変更しようとする場合については、景観審議会の意見を聞かなければならないと規定されております。このため、本日、審議会の御意見をお聞きするものでございます。

参考資料 1 ページを御覧願います。記載がありますのは、栃木県景観審議会が条例に基づき調査審議する事項の一覧となります。今回は、「屋外広告物条例に関する審議事項」の中の「屋外広告物の許可等の基準を定め、又は変更しようとするとき」、「適用除外の屋外広告物又は掲出物件を定め、又は変更しようとするとき」に該当いたします。

それでは、先ほど御覧いただいていた議案書にお戻りいただき、2 ページを御覧願います。県では良好な景観形成を目的といたしまして、屋外における看板や車両などに対する広告物の表示や掲出等について基準等を定め、必要な制限を行っているところでございます。

こうした中、今月 26 日に芳賀・宇都宮 L R T の開業が予定されております。L R T とは、皆さん御案内のとおりと思いますが、「次世代型路面電車システム」のことでございまして、従来からの路面電車も併せて、このような車両のことを「軌道車両」と呼んでおります。

本県の屋外広告物条例の施行規則では、県内に L R T はもとより路面電車がございませんでしたので、軌道車両に関する規定を定める必要がなく、実際に定められていないという状況でございます。

しかしながら、今般、宇都宮市と芳賀町において L R T が運行されることとなったため、良好な景観形成に支障のない範囲で、今回、軌道車両に表示される広告物に関する許可基準等を設けようとするものでございます。

なお、資料等に記載はございませんが、栃木県の屋外広告物条例が適用されますのは、独自の屋外広告物条例を定めております宇都宮市、日光市、那須塩原市、那須町の 4 市町を除く 21 の市町でございます。

L R T に関連する市町としては宇都宮市と芳賀町になります。このうち芳賀町については先ほどお

話ししたとおり県の条例が適用となりますが、宇都宮市におきましては市の独自条例となりますため、今回の見直しに関しましては、変更内容や適用日等について、宇都宮市と調整を図りながら進めているところでございます。

では、議案書の内容について詳しく御説明いたしますので、「1 意見を聴く事項」を御覧願います。車両に表示される広告物に係る許可基準（栃木県屋外広告物条例施行規則別表第1）及び適用除外の基準（同条例同規則別表第3）を、資料にあります表のとおり改正するものでございます。

改正する箇所といたしましては、表にアンダーラインが3カ所引いてございます。現基準についてはこのアンダーラインの部分は記載がなく、今回の改正でこのアンダーラインの部分を追加するものでございます。追加の表現としては、「及び軌道車両」を追加するものでございます。「軌道車両」というのは、先ほどお話ししたとおり、L R Tを含めた路面電車の車両を表現しております。

それでは、具体的な変更内容を御説明する前に、車両広告物に関する現行の許可基準等について説明させていただきます。

参考資料2ページを御覧願います。ページの上に「1」として禁止地域と許可地域の記載がございます。禁止地域と申しますのは、原則として広告物の表示または掲出物件を厳しく制限する地域でございます。具体的にどのような地域があるかということ、栃木県で申しますと日光国立公園や八溝県立自然公園といった自然公園の区域、このほか高速道路の両側500mの区域等が禁止地域に指定されております。一方、許可地域は、禁止地域ほど厳しい制限は設けていない地域でございます。

次に、「2」の表は、許可地域において車両に表示される広告物の許可基準であり、現行と改正後の基準を記載しております。表の下から2段目の鉄道車両につきましては、車両の前後と左右側面部に、大きさの制限なく表示できることとなっております。表の一番下は路線バス・観光バスですが、こちらは車両の後ろと左右側面部に、大きさの制限なく表示できることとなっております。

以上が、許可地域における現行の許可基準でございます。別表1の基準の説明は以上となります。

今回の改正につきましては、表の1行目にあるL R Tなどの軌道車両は、許可する基準の定めがないため、現時点では車両に広告物を表示することはできません。このため、L R Tなどの軌道車両に関する基準を今回の改正で追加しようとするものですが、軌道車両については鉄道車両と同じような形態やシステムであると考えられるため、今回の変更では、別表第1における改正後の記載にあるとおり、鉄道車両と同様の基準としようとするものでございます。

次に、参考資料3ページを御覧願います。「3 禁止地域、許可地域における適用除外の基準（別表第3）」とあります。これは、県内どこであっても、屋外広告物条例における禁止地域及び許可地域の規定を適用しないという基準でございます。つまり、この基準を満たす車両については、たとえ禁止地域であっても広告を表示することができることとなります。ただ、表の中の記載が少々わかりにくい表現となっておりますので、基準の概要をわかりやすく表形式で整理したものが、2つ目と3つ目の表になります。

この表の見方ですが、広告の種類を目的別に分けて、公共団体が公共目的で表示する公共広告と、それ以外の民間広告とに分けて記載しております。太い線で囲った部分が、今回の改正で追加いたし

ます軌道車両への広告表示が可能となる内容でございます。内容といたしましては、現行の基準である鉄道車両と同じ基準とするものでございます。

公共広告の表を見ていただきますと、公共団体が公共目的で表示する広告であれば、車両の種類に関係なく、車両の前後と左右側面部に、大きさに関係なく広告が表示できます。

次の表は民間広告の場合となります。民間広告を車両に表示しようとする場合は、それが許可地域内であれば、冒頭、参考資料2ページで御説明したように、基準を満たすことで表にある車両やその車両の部分に広告が表示できるようになります。一方で禁止地域の場合、野立広告物などの一般的な民間広告は、原則として表示が制限されますが、車両広告物については、他の固定された広告物とは異なり、区域内を一時的に通過走行するものであるため、景観に与える影響は少ないものと考えられます。また、鉄道やバスは、主に地域の移動ニーズに応じて持続的な運行が求められる公共交通としての役割を担っていること、さらに、自家用車やトラック等と違い、主に定められた区間内のみを走行するものでございます。こうした理由から、鉄道やバスについては、禁止地域においても適用除外により広告を表示できるとしているものでございます。

これについても、現行の基準に軌道車両の規定がないため、先ほどの別表第1の変更と同様に、今回の改正で追加する軌道車両について、鉄道車両と同じ基準とし、車両に広告物を表示できるようにするものでございます。

最後に、資料等はございませんが、令和3年度に規則改正で、L R T停留場に広告物を掲出できるように既に基準改正を行ったところですが、今回、L R T車両を「軌道車両」とすることから、名称を統一するというので、条例規則上の名称も「L R T停留場」から「軌道停留場」に名称の変更を行う予定でございます。

また、併せまして、関連する要綱・要領等についても、今回の改正内容を踏まえた変更を行う予定でございます。

なお、参考資料の最後のページには、皆様既に御存じのことと思いますが、L R T車両のイメージ図を掲載しております。

なお、条例や規則本文及び別表第1、別表第3並びに告示における表記方法については、条例の審査等を所管している法規担当部局の審査を経る必要がございます。現在その表記方法について調整を行っているところでございます。この審査により今回の審議会にお諮りしている基準の内容が変わるものではございませんが、念のため御承知おきいただければと思います。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 説明ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありましたが、委員の皆様からの御質問、御意見等を受けたいと思います。いかがでしょうか。

○委員 確認させていただきたいと思ったところは、広告物の場所は前部・後部と左右側面部とありますが、車両の屋根などは規定しなくて大丈夫なのかなと思いました。海外などに行くと、電車の屋根に広告がびっしり貼ってあったりします。宇都宮はそこまで高い建物がないので上から見下ろすことはないのですが、どうせだったら掲載してもいいのではないかと思ったのですが。

- 事務局（都市計画課長） ただいまの御質問ですが、上からというお話も当初は想定し、市などとも調整したところですが、特に今回の軌道車両の屋根は電気設備等の部分が多くを占めております。また、先ほど委員からお話がありましたように、高い建物も多くないという状況と、事業者からも屋根に掲出したいというお話もいただいていると、これを総合的に勘案し、現時点で車両の屋根には掲出しないということで、調整させていただいたところです。
- 委員 時間の問題かなと思ったりするのと、ついでだから書いておけばいいんじゃないかと。景観は専門ではないのですが、海外に行って幾つか見ているとそういうことを思うので、意見として出させていただきました。どうしてもそうしなければいけないというわけではなくて、今後を考えると、そういうことにもあらかじめ対応しておけばいいのにと考えたということです。
- もう1点、これは大したことではないのですが、最近、映像で流すような広告がありますね。モニターみたいなものとか。昔の言葉で言うと電飾的なものです。そういうものにもここでは対応しているということでしょうか。
- 事務局（都市計画課長） 委員がおっしゃったような広告物は「デジタルサイネージ」という言い方をします。こういった広告物については、その構造上、車両の外側に表示するようなことはあまり想定されていません。いわゆる野立て広告や壁面への対応は既にできている状況です。
- 委員 わかりました。これは窓の部分もオーケーですね。
- 事務局（都市計画課長） 車両等の広告物については、窓の部分は、安全性の観点から広告物の掲出は制限させていただいている状況です。
- 委員 それもきっとこれからは曖昧になってくると思います。窓のガラス面で、内側から見たら外が見えているけれど外から見ると広告になるというものがあります。そういうものも何か規制されていますか。
- 事務局（都市計画課長） 窓の内側に貼ってしまうと屋内になりますので、屋内についてはこの法体系では規制できないという状況になっています。屋外に貼るフィルムなどは屋外広告物扱いになりますので、それは現在の法体系で規制させていただいています。
- 委員 逃げ道をつくっているみたいな感じに、貼る側からすると思われそうだけど。今回の提案そのものには反対ではないのですが、今言った2点は、近い将来何か対応が必要になってくるのではないかと思います。以上です。
- 会長 ありがとうございます。屋根に関しては私も言おうと思っていたのですが、現行の今回の改正の基準では屋根は入っていないので、掲出できないということになっています。なので、基本的に屋根に広告をどんどん貼って景観が乱れていくという状況は起こらないことになっているので一安心ですが、委員がおっしゃったように、誰かが眺望するシーンというか、チャンスがあればそこに広告の価値が出てくると思います。上から見るという視点もありますし。
- 委員 ライトキューブとか、まさに上から眺めると、鉄ちゃんとかは最高の気分だろうなと思っています。
- 会長 先ほどの機器の話はL R Tに限ったことで例えば路線バスとか観光バスの屋根は何もなかつ

たりするので、そういうところにも広告の掲出が可能ですよね。

もう少し広く考えると、今回は移動物ですが、建物の屋上も今は規定がないと思いますが、同様に広告的な価値が出てくる可能性があります。今は航空写真とか衛星写真といったものがウェブ上で簡単に見られるので、そういうものを使って、そこに存在を誇示するようなことができてるので、そういう意味での価値が出てきたときに、使えるように何か考えておくのか、それともこのまま規制するのかということは、今後継続的に検討していただければいいかなと思います。

窓に関しては、屋外広告物全般の抜け道みたいなどころがあるので、実際の建物でも、窓の内側に電飾して外に広告物と同様の効果を出している例はたくさんあって、規制に苦慮しているところだと思います。これも何か基準をつくるなりしてある程度規制してほしいというのが市民感情で、きっと暮らす側の人たちの思いではないかと思います。これも今後の検討事項なのかなと思います。委員の意見は貴重だと思います。

○委員 こういうものは事後的にやろうと思うと必ずそこを突破されて広がりやすくなる。やはり事前に、啓発的に、うちの栃木県とかこういうエリアではそういうものはあまりできないようにしているんですよ私たちは、という宣言のようなものがあつた方が、予防効果は高いのではないかと思いますので、どこかのタイミングで、条例に載らないにしても、早く啓発的な動きができるといいんじゃないかと思いました。

○会長 それでは、ほかの委員の皆さんから御意見、御質問はいかがでしょう。

○委員 電車ですと、期間限定でラッピング広告を出すというのをたまに見かけるのですが、今回の条例に関しては、そういうことは可能なのでしょうか。

○事務局（都市計画課長） 東武線などでは、期間限定でラッピング広告を行っておりますし、真岡鐵道などでも事例としてあります。今回のLRTに関しても、基本的には電車と同様の基準にしますので、そういったことは可能になります。

○委員 ありがとうございます。

○会長 その場合、懸念とか心配とかはありますか。

○委員 懸念というより、期間限定でどんどんそういうものがあると観光需要等につながっておもしろいんじゃないかと思ったので、逆にそれをいい方向に使えるといいんじゃないかと思いました。

○会長 ありがとうございます。ほかに御意見、御質問はいかがでしょう。

○委員 私からは、LRTについては芳賀町と宇都宮市にのみ走るものなのかなと思っています。宇都宮市は独自の条例をつくられているということですが、芳賀町は今後条例をつくる予定があるのかどうか。本当はお互いが考えながら条例制定していく方が、より良いものになっていくんじゃないかと思っているのですが、その点について栃木県はどのように思っているのか、お聞かせいただければと思います。

○事務局（都市計画課長） 独自条例の件ですが、まず芳賀町の件について申し上げますと、芳賀町が独自条例をつくるという動きは現時点ではございません。

説明の中で申し上げたとおり、現在、独自条例を持っているのは宇都宮市、これは中核市であるた

めですが、ほかは日光市、那須塩原市、那須町で、どちらかという日光国立公園を有するような自然豊かな地域で、景観を守っていこうという意識が非常に強い自治体でございます。こうした地域には、首都圏等から観光バスなどが多く入ってくるため、そこでいろいろな事業を営んでいる方々は、お客さんを入れるために看板等を掲出したいと考えます。このため、景観を大事にしていこうということで屋外広告物条例を独自にお持ちになっているということです。

地域の特性に応じて地域独自の規制を持つのは、まちづくりの面においても非常にプラスに働くと考えております。県といたしましては、芳賀町も含め、各市町で独自の条例や基準を持っていただければと考えており、県の条例を運用する権限を全市町に移譲しております。そういった中で、そういう意識が整い独自条例を制定するという動きになっていただければと考えているところでございます。

○委員 先ほど委員から、今後は屋根のことについても話し合った方がいいのではないかと御意見がありました。そう考えると、やはり宇都宮市と芳賀町がお互いにどうしていこうかと直接話し合った方がスムーズに行くのかなと思いましたが、意見を申し上げました。

○会長 今回の件では芳賀町との協議はされているのですか。

○事務局（都市計画課長） 芳賀町とも調整させていただいています。条例を持っているのは栃木県ですが、芳賀町の御意見も十分伺い、その上で宇都宮市とも調整させていただきました。

○会長 補足に近いのですが、屋外広告物条例は4つの市町ですが、景観条例に関してはもう少し多いのかなと思えます。

○事務局（都市計画課長） 景観条例ですが、県内25ある市町のうち14の市町で独自条例を整備し、運用している状況でございます。

○会長 元々、屋外広告物条例の方が先にあって景観条例は後にできたので、屋外広告物条例の方が多いのかなと思っていたのですが、意外に少ないですね。

○事務局（都市計画課長） 会長がおっしゃるように、後から景観のスキームができてきましたが、景観ですと、広告物だけをターゲットにするのではなくて、自然景観や歴史景観といった見えるもの全てが対象となり、包括的に景観を取り扱うことができるため、景観条例を制定する市町が多いのかなと思っております。私どもとしては、両方一緒に取り組んでいただきたいという思いでございます。

○会長 であれば、景観条例だけ制定している市町村では、景観条例の中で広告物がある程度扱ったりしているという理解でよろしいですか。

○事務局（都市計画課長） 屋外広告物で許可を出しているものは、景観条例の中では適用除外という形になっていまして、法的なスキームではお互い干渉しないようになっています。片方で許可して片方はだめだということにならないように、片方が許可を出してオーケーにすれば、もう片方は適用除外しますという取扱いです。

○会長 なるほど。県のこの審議会のように、両方同時にやって連携をとっていた方が望ましいですね。ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問はございますか。

- 委員 今回の審議事項は、車両とか路線バスです。観光バスも入っていますが。最近ちょっとずつ増えているコミュニティバスは、行政からの第3セクター的なものから、より民間に近いものもあると思います。そういったものは言ってみれば半官半民で運営していると思いますが、どういうところまでこの条例で制限できるのか。あるいは、場合によっては、先ほどのように観光PR的にうまく使うということもあると思います。そこがうまく解釈されて使われればいいなと思いますが、今お伝えしたような半官半民的なバス利用が増えていく中で、その規制はどのように捉えていると理解すればいいでしょうか。
- 事務局（都市計画課長） 半官半民といえますか、バスを運営している団体の中に市や町が入っていれば、公共団体扱いとしております。基本的に公共団体が掲出して、内容が公共目的であれば、適用除外という形で扱います。
- 委員 掲出されているバスの車体が民営か公営かは関係なく、ということですね。
- 事務局（都市計画課長） はい、そういうことです。
- 委員 広告物が公的なのか民営なのかで分かれています。
- 事務局（都市計画課長） 広告主が公共団体そのもの、あるいは公共団体が構成員になっている団体、それと、広告物そのものの目的が公共目的であれば、それは適用除外になるということです。
- 委員 車両に関係なく、広告主がということですね、わかりました。
- 会長 せっかく来ていただいたので、ほかの委員からの御意見はいかがでしょうか。
- 委員 許可地域と禁止地域は基本的に同じ車両が通れるということですが、具体的に、L R Tが通る路線の中に禁止地域は実際にあるのですか。
- 事務局（都市計画課長） ただいまの御質問ですが、今回L R T車両が通る地域については、禁止地域はございません。全部許可地域です。
- 委員 指定文化財等というのが禁止地域の中にあると思いますが、篠原家住宅とかそのあたりは関係ないのですか。敷地内を通らなければいいのですか。
- 事務局（都市計画課長） はい。敷地内に入らなければ問題ないということです。
- 委員 隣を通るのは問題ないのですね。
- 事務局（都市計画課長） 今回、許可地域・禁止地域ということで御説明しておりますが、そもそも許可地域・禁止地域というのは、車両広告物をターゲットにしているというより、野立て広告物とか土地に定着している広告物、いわゆる看板類を主にターゲットにしています。元々それらを規制するために禁止地域・許可地域を設けております。どうしても車両の場合は動きますのでなかなか規制が難しいというところがあるのですが、元々は看板類の規制のために禁止地域・許可地域を設けております。
- 委員 わかりました。
- 会長 ありがとうございます。適用除外になっているように、車両はちょっと例外的な扱いということですね。ほかに御意見、御質問はいかがでしょうか。

○委員 念のため確認ですが、宇都宮市は独自の規制を持っているということです。県と宇都宮市で当然同じところに落ち着くはずですが、検討の過程で齟齬があった部分はなかったのですか。

○事務局（都市計画課長） ただいまの御質問は、今回のLRTに関してということですか。

○委員 基本的にはLRTですが、少し広く教えていただければと思います。

○事務局（都市計画課長） まず、今回のLRTに関しましては、検討を始める段階から宇都宮市とお話ししています。当然、検討が出発する段階では考え方が若干違う部分もございましたが、そこはいろいろ協議をして、最終的には1つのものという形で調整して今回お諮りしている次第です。

これ以外の案件についても、車両については、どうしても移動するものですから、あまり考え方が違うと、こちらの地域はオーケーなのにこちらの地域はだめという部分が生じてくることもございますので、できるだけ調整させていただきます。先ほど話が出た看板類は、土地に定着しているものですから、地域性もあるので若干違う部分が出てくることもあろうかと思いますが、現時点では宇都宮市と栃木県で大きな違いは生じておりません。

○委員 ちなみに、スタートの段階で宇都宮市と栃木県でどちらの方が厳しかったのですか。

○事務局（都市計画課長） いろいろな見方はあるのですが、全体的に見ると栃木県の方が厳しかったと思います。

○会長 議論の経緯みたいなものが知りたいと思ったのですが、ここに落ち着く中で出てきたほかの意見みたいなものは紹介できたりしますか。私が聞いている限りだと、前面というのがちょっと話題になったかなど。同じ道路空間を走るバスは、前面はだめです。LRTは、鉄道とバスの間ですが、鉄道の方に寄ったと。その経緯とか理由みたいなものはありますか。

○事務局（都市計画課長） 会長がおっしゃったように、車両の前面については、バスは表示できない一方で、電車は表示できる。今回のLRTは形態的には電車に近いものですので、前は表示できる形になっています。

これについては、イメージしていただければわかるのですが、LRTや電車は進行方向によって前と後ろが入れ替わります。上り線の場合は先頭だった車両が、下り線になると一番後ろになるという状況で、車両の前と後ろを規定する意味がないだろうということで、LRTについては電車と同じく前面の掲出も認めても良いのではないかということになりました。

バスについては、今も前面への表示はできません。これは基準を設けた当初からなのですが、バスの識別性といいますか、乗る方がどのバスに乗るかわからなくなることが想定されるということです。バスの前面にバス会社のマークや行き先が表示されていた時代があったらしく、その時代の名残で残っていると聞いていますが、明確な根拠が今のところ確認できない状況です。ただ、バスの前面に掲出したいという御意見や要請も今のところこちらに届いていないものですから、側面と後ろの表示を認めているという状況です。

○会長 ありがとうございます。ほかに御意見、御質問はいかがでしょうか。

○委員 LRTの車両は何台あるのでしょうか。

○事務局（都市計画課長） LRTの車両ですが、3つの車両で1編成、それが17編成ございます。

○委員 最後に付いている写真のデザインは最低1編成残すとか、そういうものがあればいいなと思ったのですが。ほかのものには広告を掲示されたとしても、基本的なものは残すとか、そういうことはあるのでしょうか。

○事務局（都市計画課長） 実際にどういう掲出の仕方をするかというところは、LRTを運行している宇都宮ライトレールという会社、これは宇都宮市と芳賀町が構成員になっているのですが、そちらで自主審査を行って決めることになりますので、具体的にどういうやり方になるかは現時点では把握しておりません。

○委員 ありがとうございます。

○会長 バスなどを見る限り、全ての車両という感じにはきっとならないかなと思います。ほかにいかがでしょうか。

○委員 今日はいろいろな意見が出ていますが、今回はLRTの広告に関することです。ほかの東京都だったり富山市だったり広島市のLRTや路面電車の広告の範囲は多分違うと思います。そういったものも資料として出してもらった方が、皆さんもっとわかりやすかったのではないかと思います。以後、ほかと比較できるような資料も添付していただけるとありがたいと思います。

○事務局（都市計画課長） 委員御指摘のとおりです。資料を手元に用意していないので口頭で申し訳ございませんが、紹介させていただきます。

今説明した栃木県の場合、前後と側面部という形です。全国的には大体これと同じような形になっています。一番近いのは富山県のLRTで、ほぼ一緒でございます。広島などはもうちょっと厳しくて、側面のみという規定です。ただ広島も、基準を今後緩めるための社会実験を今行っている最中だと聞いていますので、多分全国的な流れとして前後左右という形になっていくのかなと思っています。全国的に大体同じような形ということで御承知おきいただければと思います。

○会長 わかりました。確かに比較の資料はあるといいですね。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ほかに御質問がなければ、ここで意見をまとめたいと思います。概ね皆さん反対の意見はなかったと思いますので、第1号議案「車両に表示される広告物に係る許可基準等の改正について」は、異議がない旨、答申してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○会長 ありがとうございます。賛成が多数とみなしますので、当審議会としては、原案のとおり答申したいと思います。

ほかに御質問等はございますか。

なければ、これで本日予定されていた内容は終了いたしますので、事務局にお返ししたいと思います。

午後2時55分 閉会